

15. 簡易保育園（事業所内保育施設を含む）・企業主導型保育施設（地域枠あり）

市川市では認可外保育施設のうち一定の基準を満たす施設を「簡易保育園」としており、当該施設に通園しているお子さんについては、年齢等に応じて国が実施する子育てのための施設等利用給付の対象となるお子さんと、市川市が実施する補助金の交付対象となるお子さんに分かれています。

また、企業主導型保育施設は、仕事と子育てとの両立に資することを目的として国の助成を受けて設置された保育施設で、認可外保育施設に位置付けられます。施設提携の従業員が利用する『従業員枠』と地域の住民等が利用する『地域枠』に分かれています。この区分に関わらず以下の補助金の交付対象となります。

クラス年齢	世帯の 市区町村民税 所得割課税額	簡易保育園 (事業所内保育施設含む)	企業主導型保育施設
0歳～2歳児	課税世帯	(A)簡易保育園等保育料補助金	(A)簡易保育園等保育料補助金
	非課税世帯	(B)子育てのための施設等利用給付	【対象外】※
3歳～5歳児	課税世帯		
	非課税世帯		

※ 児童育成協会を介して国から施設へ助成金として施設等利用給付費が直接支給されているため、対象外となります。

(注)いずれの制度も、それぞれに定められた要件を満たす必要があります。

(A)【簡易保育園等保育料補助金】

令和8年9月より、今まで補助対象でなかった事業所内保育施設および企業主導型保育施設も補助対象となります。

<事業の概要>

市川市では、認可外保育施設のうち一定の基準を満たす施設(以下「簡易保育園等」という)に入園しているお子さんの保護者へ補助金を交付しています。

<対象となる認可外保育施設(簡易保育園等)>

児童福祉法第59条の2による設置届を提出している施設のうち、開園時間が1日8時間以上であり、有資格者の保育従事者を1名以上配置している施設が対象になります。ただし、居宅訪問型保育事業(ベビーシッター)は、対象になりません。

市川市内の簡易保育園等の一覧は、p.45を参照してください。

<補助金対象者>

補助金の交付を受けるためには、下記の要件を全て満たしていることが必要となります。

- ① 簡易保育園等の利用時に市川市に住民登録されていること。
- ② 保護者のいずれもが、就労等の「保育が必要な事由」を有すること。
- ③ 月極の保育料を園に納め、簡易保育園等にお子さんを預けていること(一時預かりは対象外)。

<補助の要件(保育が必要な事由)について>

保護者のいずれにも、下記の要件が必要となります。要件が変更となった場合、変更後の要件書類の提出が必要です。

要 件		提出書類等
就 労	月 64 時間以上 (休憩時間を除く実働時間)	●就労証明書(市指定の様式)※雇用主又は事業主が記入 ※1.雇用契約期間に定めがある場合は、契約更新毎に提出が必要です。 ※2.就労の実態を確認できない場合、要件を満たさないと判断することがあります。 ※3.ダブルワーク等、複数箇所就労している方は、<u>直近 1 か月分のシフト表(原則、会社規定のもの)または勤怠表を提出してください。</u> ※4.その他、就労状況により前述(※3)下線部の書類の提出を求めることがあります。
自営業の方		開業後1年以上の場合 ●確定申告書 第1表・第2表の写し(コピー) <u>収入金額(千葉県最低賃金×就労要件 64 時間/月×12 か月の額が目安)等により就労実態が確認できない場合、要件を満たさないと判断することがあります。</u> 開業後1年未満の場合 ●開業届の控え(コピー) ●「申告書等の提出について」(リーフレット)(コピー) ※日付、税務署名記載のもの。税務署で交付
求職活動	求職開始日から 60 日が経過した日が含まれる月の月末までが対象 その後、就労を開始した上で就労証明書の提出が必要	●求職活動申告書(市指定の様式)
就 学	学校・職業訓練施設等に通学又は通所している場合で、月の就学時間が 64 時間以上 ※卒業又は修了予定日が属する月の月末までが対象	●在学証明書 ●時間割表(原則、学校作成のもの。作成不可の場合は要相談)
妊娠・出産	出産予定月とその前後2か月の計5か月間 が対象 例:6月出産予定の場合 4月←5月← <u>6月</u> →7月→8月	●母子健康手帳のコピー (表紙及び分娩予定日記載ページ)
保護者の 疾病・障がい		●診断書(市指定の様式)または障害者手帳(療育手帳を含む)のコピー ※診断書は医師による証明が必要(整骨院等は不可) ※診断書の内容によっては、保育の必要性を確認する書類として認められない場合があります。
介護・看護・ 付添い	月 64 時間以上	●介護・看護・付添い状況申告書(市指定の様式) ●被介護者の診断書(市指定の様式)、介護保険証のコピー、障害者手帳(療育手帳を含む)のコピー、付添い状況証明書(小学生以下)(市指定の様式)のうち、いずれか1点
災害復旧		●罹災証明書等
虐待やDVの おそれ		●関係機関からの証明書
育児休業	上のお子さんを簡易保育園に預け、下のお子さんの育児休業を取得している場合 ※最大で下のお子さんの育児休業期間終了日の月末までが対象	●就労証明書(市指定の様式) ※雇用主又は事業主が記入 ※育児休業期間の記入があり、出産後に証明されている必要があります。

<補助金額について(令和8年10月以降)>

○月の補助金額が、保護者が負担した月額保育料を超えるとときは、当該月額保育料が上限額となります。

クラス年齢	補助金額	
	簡易保育園	企業主導型保育施設
0歳～2歳児 (市区町村民税所得割額課税世帯 ※1)	45,700 円/月 ※2	37,000 円/月
0歳～2歳児 (市区町村民税非課税世帯 ※1)	子育てのための施設等利用給付の 対象になります。 別途申請手続きが必要です。 (p.40 参照)	—
3歳～5歳児		

※1 4月～8月利用分は前年度の市区町村民税額、9月～3月利用分は当該年度の市区町村民税額で補助金額を決定します。

父母の収入が一定額以下の場合、同居している祖父母等の市区町村民税額で補助金額を決定します。

※2 令和8年10月以降の補助金額となります(令和8年9月のみ42,000円/月)。

(注) 第2子以降の補助金加算については、令和8年9月からの保育料無償化に伴う制度改正のため、令和8年8月をもって廃止となりましたが、それまでの制度で定める簡易保育園に「令和8年8月31日まで」に入園および本補助金申請をしているお子さんについては、経過措置として卒園まで従前の補助金額を受け取ることができます。詳しくは市公式 Web サイトを確認してください。

<申請について(令和8年度)>

○申請書類等は、市川市役所こども施設入園課、行徳支所子育てナビ行徳・保育園入園受付窓口及び市内各簡易保育園等にあります。市公式 Web サイトからもダウンロードできます。

市公式 Web サイトトップページ > 情報をさがす > ページIDでさがす

> 「7299」を入力して“表示” > 簡易保育園について

(<https://www.city.ichikawa.lg.jp/page/7299.html>)



申請書類		
① 簡易保育園等保育料補助金交付申請書(市指定の様式)	世帯構成状況は、住民票の同別に限らず同居している場合は、ご家族全員を記入してください(お子さん一人につき一部)。	
② 通園証明書(市指定の様式)	保育園に作成を依頼してください(お子さん一人につき一部)。	
③ お子さんを保育できないことの証明(保護者の方)	提出書類は、「補助の要件について」(p.35)を参照してください。 単身赴任(海外含む)等の場合も必要です。 《対象者》◆父 ◆母 ◆同居の内縁の妻・夫	
④ その他状況に応じて必要な書類	申請時の状況	提出書類
	ひとり親世帯、両親不存在	・世帯状況申立書(市指定の様式) ・戸籍全部事項証明(離婚の場合は離婚後のもので、離婚成立日と親権者が記載されているもの)(コピー可)
	ひとり親世帯(予定)	・世帯状況申立書(市指定の様式) ・離婚調停等の状況がわかるもの(裁判所からの呼出し状等)(コピー可)
	外国籍の方(保護者、お子さん、同居家族で該当する方全員分)	・特別永住者証明書または在留カード又は特定在留カード(表裏コピー) ・資格外活動許可証(コピー)※在留カード裏面の「資格外活動許可」欄に同証の記載がある場合

⑤ 住民税課税(非課税)証明書または納税通知書※(コピー可) (該当する方のみ)	《対象者》◆父 ◆母 ◆同居の内縁の夫・妻 ◆同居の祖父母(父母の収入が一定額以下の場合) ○令和8年度の申請にあたり、下記ABに該当する場合は、提出が必要です。 【A】 令和8年4月～令和8年8月利用分を申請の場合 令和7年1月1日時点で他市区町村にお住まいだった方 →令和7年度分の課税証明書または納税通知書※を提出してください。 【B】 令和8年9月～令和9年3月利用分を申請の場合 令和8年1月1日時点で他市区町村にお住まいだった方 →令和8年度分の課税証明書または納税通知書※を提出してください。 ◎【A】【B】いずれにも該当する場合は、令和7年度分及び令和8年度分の課税証明書または納税通知書※が必要になります。 <u>※課税(非課税)証明書を提出する場合</u> それぞれの時点の住所地の市区町村から取り寄せてください。 <u>※納税通知書を提出する場合</u> 納税方法によって提出書類が異なります。特別徴収と普通徴収の両方で納税している方は、両方の書類が必要です。なお、税額に変更があった場合は変更後の通知書もあわせて提出してください。 ●特別徴収の方＝住民税 特別徴収税額の決定通知書 ●普通徴収の方＝住民税 納税通知書
---	--

《簡易保育園等保育料補助金交付申請書記入上の注意事項》

表面の「交付請求に関する手続きを保育園に委任する項目」および裏面の「振込先口座」の記入漏れが多くなっています。手続きの円滑化のため、漏れなく記入してください。

上記の必要書類を揃えて

市内の簡易保育園等を利用している方は、保育園に提出してください。

市外の簡易保育園等を利用している方は、直接、こども施設入園課(第1庁舎2階)または子育てナビ行徳(行徳支所2階)の受付窓口へ提出、もしくは郵送にて提出してください。

＜郵送先＞

〒272-8501 市川市八幡 1-1-1 市川市こども施設入園課 事業管理グループ宛

＜請求手続きについて＞

請求にあたって保護者による手続きは不要です(申請書にて保育園に請求手続きを委任しているため)

○請求手続きの内容(市と保育園)

3か月に一度(四半期毎)、市が各保育園に、補助金の請求に必要な「実績報告書兼交付請求書」の提出を依頼し、お子さんが通園していること、及び保育料が納付されていることを確認して手続きが完了となります。

<申請書提出期限および振込予定時期について(令和8年度)>

四半期	対象月	提出期限	振込予定時期
第1期	4月～6月	令和8年6月30日(必着)	令和8年9月下旬
第2期	7月～9月	令和8年9月30日(必着)	令和8年12月下旬
第3期	10月～12月	令和8年12月25日(必着)	令和9年3月下旬
第4期	1月～3月	令和9年3月31日(必着)	令和9年5月下旬

※申請書類は、通園を開始した時点で、できるだけ早めに提出してください。

○振込日等のお知らせは、各保育園に掲示します。

○交付金額については、市川市簡易保育園等保育料補助金交付可否決定通知書によりお伝えします。

※申請手続きは、年度ごとに必要です。

年度終了後(令和9年3月31日より後)に前年度分の申請がなされても、補助金の交付はできませんのでご注意ください。

<申請後に状況等が変わった場合について>

申請内容に変更があった場合は、変更手続きが必要になります。下表のとおり必要書類を提出してください。

提出書類(市指定の様式)については、「申請について」(p.36)を参照してください。

項目	提出書類(市指定の様式)
・市外への転出 ・退園 ・保育の必要性がなくなった ・振込先口座の変更	・市川市簡易保育園等保育料補助金変更等承認申請書
・簡易保育園の変更	・市川市簡易保育園等保育料補助金変更等承認申請書 ・市川市簡易保育園等保育料補助金交付申請書 ・通園証明書(新しい保育園のもの)
・保育を必要とする事由の変更 (要件の変更、有効期限の変更など)	・市川市簡易保育園等保育料補助金変更等承認申請書 ・「保育を必要とする事由」の書類(変更後のもの)
・勤務先の変更	就労証明書(新しい勤務先のもの)

★★ 次のような場合は、補助金の交付ができなくなります。★★

- ① 市川市外に転出した。
- ② 簡易保育園等を退園した。
- ③ 仕事を辞めたなど、お子さんを保育できないと認められる状況ではなくなった。
- ④ 職場に在籍したまま休業(産前産後休業・育児休業・疾病による休業など)することになった際に、休業要件への変更手続きをしなかった。

※補助金交付後に保育を必要とする要件がないことが判明するなど、交付対象外となった場合は、交付した補助金は返還していただきますので、ご注意ください。

<Q&A>

Q 育児休業から復職するために簡易保育園に預けることにしましたが、いつから補助金の対象となりますか？

A 入園した月の翌月10日までに復職した場合は、入園した月から交付対象となります。

※ 復職日を確認する必要がありますので、復職日以降に証明された就労証明書を提出してください。

例) 4月入園、5月10日に復職→4月から交付対象

4月入園、5月11日に復職→5月から交付対象

Q こどもが簡易保育園に通って補助金を受けていますが、この度第2子を出産することになり、母は産前・産後休業と育児休業を取ることにになりました。育児休業中も第1子はそのまま簡易保育園に通わせようと思いますが、その間も補助金を受けられますか？

A 下のお子さんの産前・産後休業及び育児休業の期間(下のお子さんの育児休業期間終了日の月末まで)も、上のお子さんは補助金交付対象となります。

また、パートでお勤めの方などで、第2子出産にあたり一度仕事を辞めた場合には、出産予定日をはさんで前後2か月ずつの合計5か月間は妊娠・出産要件で補助金の対象となりますが、それ以外の期間は、就労など保育を必要とする要件を満たしていなければ対象となりません。

産前・産後合計5か月間については母子健康手帳のコピー(表紙及び分娩予定日記載ページ)の提出、育児休業取得期間については、育児休業取得期間が記載された就労証明書の提出がそれぞれ必要となります。

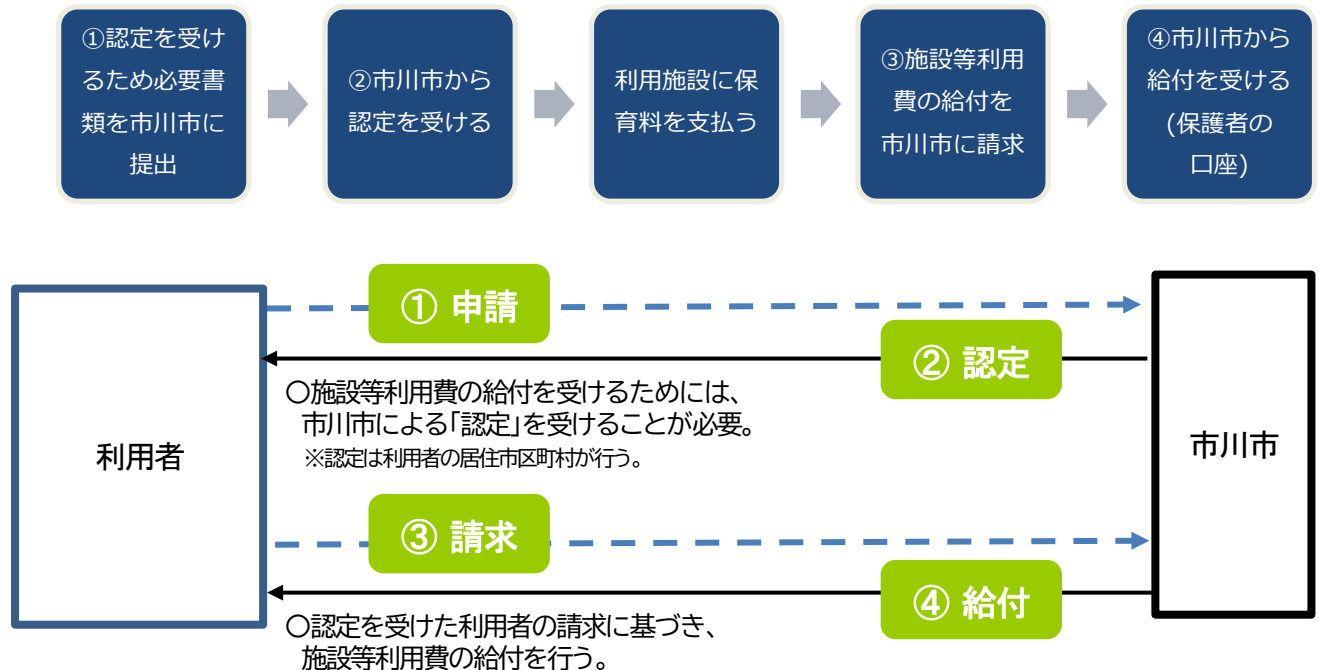
Q こどもが簡易保育園に通って補助金を受けていますが、退職をしました。その後、再就職をするための求職期間中は、補助金を受けられますか？

A 求職活動要件での補助金の交付対象期間は、求職活動開始日から60日が経過した日が含まれる月の月末までとなります。変更等承認申請書に前職退職日を記載の上、求職活動申告書と併せて提出してください。その後、就労を開始した場合は就労証明書が必要になりますので、変更等承認申請書に就労を開始した旨を記載の上、就労証明書と併せて提出してください。

(B)【子育てのための施設等利用給付】

認可外保育施設（簡易保育園）、一時預かり事業、病児・病後児保育事業、子育て援助活動支援事業の利用料については、子育てのための施設等利用給付制度により一定額を上限に無償化の給付を受けることができます。

<子育てのための施設等利用給付を受けるまでの流れ>



<対象施設>

- 児童福祉法第59条の2の規定による設置届を提出した認可外保育施設（企業主導型保育施設を除く）

※認可外保育施設の指導監督基準を満たした施設に限る

- 一時預かり事業
- 病児・病後児保育事業
- ファミリー・サポート・センター事業

※所在地の市区町村の確認を受けた施設・事業が対象です。

市川市内の対象施設については市公式 Web サイト(右記二次元コード)で確認してください。



※障がいのある未就学児を対象とした児童発達支援の利用は、障害児通所給付費等による無償化の対象となります（上記対象施設と併用可）。

※企業主導型保育施設を利用している方は、児童育成協会を介して国から施設へ助成金として施設等利用給付費が直接支給されているため、無償化の対象外となります。

<対象者>

以下の要件を全て満たす方が対象となります。

- ① 上記の無償化対象施設に在園し、かつ市川市に住民登録のある3～5歳児（全世帯）または0～2歳児（住民税非課税世帯）であること。
- ② 保護者のいずれもが、就労等の「保育が必要な事由」を有すること

※年齢は、クラス年齢（各年度4月1日時点の年齢）

※市川市外の認可外保育施設等を利用する場合も対象となります。

<給付額(上限額)>

対象者	給付額(上限額)
3歳以上児(全世帯)	40,300 円/月 (注)
3歳未満児(市区町村民税非課税世帯)	45,700 円/月 (注)

※保護者が負担した保育料と無償化上限額とを比較し、低い方の金額を給付します。

※対象となるのは利用料(保育料)です。通園送迎費、食材料費、行事費などは対象外となります。

(注) 令和8年10月以降の補助金額となります。

令和8年9月以前は3歳以上児が「37,000 円/月」、3歳未満児は「42,000 円/月」です。

<施設等利用給付認定を受けるための手続き>

施設等利用費の給付を受けるためには、**事前に**市川市から認定を受ける必要があります(さかのぼって認定することはできません)。認定を受ける前の施設利用については無償化の対象になりませんのでご注意ください。

○提出書類

- ①市川市子育てのための施設等利用給付認定申請書(様式第15号の5)
- ②保育の必要性を確認するための書類・・・【表 A】参照
- ③その他状況に応じて必要な書類・・・【表 B】参照

【表 A】保育の必要性を確認するための書類

《対象者》◆父 ◆母 ◆同居の内縁の夫・妻

※世帯分離していても同一住所や同一建物、マンション等に住んでいる場合は同居とみなします。

※単身赴任(海外含む)の場合も、就労証明書が必要になります。

事由	必要書類	認定期間
就労 ※月実働64時間以上 (休憩時間を除く実働時間)	●就労証明書(市指定の様式)※雇用主又は事業主が記入 ※1.雇用契約期間に定めがある場合は、契約更新毎に提出が必要となります。 ※2.就労の実態を確認できない場合、要件を満たさないと判断することがあります。 ※3.ダブルワーク等、複数箇所就労している方は、<u>直近1か月分のシフト表(原則、会社規定のもの)または勤怠表を提出してください。</u> ※4.その他、就労状況により前述(※3)下線部の書類の提出を求めることがあります。	左記の状態が継続すると見込まれる期間
自営業の方	〔開業後1年以上の場合〕 ●確定申告書(第1表・第2表の写し)(コピー) 〔開業後1年未満の場合〕 ●開業届の控え(コピー) ●「申告書等の提出について」(リーフレット)(コピー) ※日付、税務署名記載のもの。税務署で交付	収入金額(千葉県の最低賃金×就労要件 64 時間/月×12 か月の額が目安です。)等により就労実態が確認できない場合、要件を満たさないと判断することがあります。
求職活動	●求職活動申告書(市指定の様式) ※就労を開始した場合は「就労証明書」を提出してください。認定期間内に就労を開始した上で「就労証明書」の提出が必要です。	求職活動開始日から 60 日が経過する日が含まれる月の月末まで
就学 ※月64時間以上	●在学証明書 ●時間割表(原則学校作成のもの。作成不可の場合はご相談ください)	卒業予定日又は終了予定日が属する月の月末まで
妊娠・出産	●母子健康手帳のコピー(表紙及び分娩予定日のページ)	出産予定月とその前後2か月の計5か月

保護者の疾病・障がい	●診断書(市指定の様式)または障害者手帳(療育手帳を含む)のコピー ※診断書は医師による証明が必要です(整骨院等は不可)。 ※診断書の内容によっては、保育の必要性を確認する書類として認められない場合があります。	左記の状態が継続すると見込まれる期間
介護・看護・付添い ※月64時間以上	●介護・看護・付添い状況申告書(市指定の様式) ●被介護者の診断書(市指定の様式)、介護保険証のコピー、障害者手帳(療育手帳を含む)のコピー、付添い状況証明書(小学生以下)(市指定の様式)のうち、いずれか1点	左記の状態が継続すると見込まれる期間
災害復旧	●罹災証明書等	災害復旧が完了すると見込まれる期間
虐待やDVのおそれ	●関係機関からの証明書	左記の状態が継続すると見込まれる期間
上のお子さんを保育施設等に預け、下のお子さんの育児休業を取得している場合	●就労証明書(市指定の様式) ※育児休業期間の記入があり、出産後に証明されている必要があります。	育児休業期間終了日の月末まで

【表B】その他状況に応じて必要な書類

申請時の状況	必要書類
ひとり親世帯、両親不存在	・世帯状況申立書(市指定の様式) ・戸籍全部事項証明(離婚の場合は離婚後のもの、離婚成立日と親権者が記載されているもの)(コピー可)
ひとり親世帯(予定)	・世帯状況申立書(市指定の様式) ・離婚調停等の状況がわかるもの(裁判所からの呼出し状等、コピー可)
外国籍の方(保護者、お子さん、同居家族)	・特別永住者証明書または在留カード又は特定在留カードのコピー(表裏) ※該当する方全員分 ・資格外活動許可証(コピー) ※在留カード裏面の「資格外活動許可」欄に同証の記載がある場合
0・1・2歳児の住民税非課税世帯の児童に係る申請を行う場合であって、右記に該当する方 ※父、母(若しくは同居の内縁の夫・妻)及び同居の祖父母の分について必要です。	住民税非課税証明書 ○令和8年度の申請にあたり、下記ABに該当する場合は提出が必要です 【A】 令和8年4月～令和8年8月利用分を申請の場合 令和7年1月1日時点で他市区町村にお住まいだった方 →令和7年度分の非課税証明書を提出してください。 【B】 令和8年9月～令和9年3月利用分を申請の場合 令和8年1月1日時点で他市区町村にお住まいだった方 →令和8年度分の非課税証明書を提出してください。 ※【A】【B】どちらにも該当する場合、令和7年度分及び令和8年度分の非課税証明書が必要になります。

○提出期限

対象施設を利用する(認定開始希望日)の前月までに、こども施設入園課に提出してください(さかのぼって認定することはできません)。利用施設を経由して提出する場合は、「こども施設入園課に書類が到達した日」が申請日となりますのでご注意ください。

※認定を受ける前の施設利用については無償化の対象になりません。

※提出書類が期限に間に合わない場合は、先に申請書を提出し、その他の書類は揃い次第提出してください。

＜市指定の様式について＞

★市指定の様式については、市川市役所こども施設入園課、行徳支所子育てナビ行徳・保育園入園受付窓口及び市内各簡易保育園にあります。市公式 Web サイトからもダウンロードできます。

市公式 Web サイトトップページ > 情報をさがす > ページIDでさがす
> 「6989」を入力して“表示” > 無償化にかかる申請書類一覧
(<https://www.city.ichikawa.lg.jp/page/6989.html>)



＜認定に関する注意事項＞

給付認定後に家庭状況に変化があった場合は、変更手続きが必要となります。下表のとおり、こども施設入園課に必要書類を提出してください。提出書類(市指定の様式)は、「市指定の様式について」(上記)を参照してください。

変 更 内 容	提 出 書 類 (市指定の様式)
住所・氏名の変更	・市川市施設等利用給付認定申請事項変更届
退園、市外への転出など	・市川市施設等利用給付認定取消届
保育の必要性がなくなった場合、認定区分・有効期限の変更、保育を必要とする事由の変更など	・市川市施設等利用給付認定変更申請書 ・保育の必要性を証明する書類【上記表 A】 ・その他状況に応じて必要な書類【上記表 B】

※市外へ転出した場合は、必ず利用施設にその旨を連絡してください。

※在園したまま市外に転出した場合は、転出先の市区町村で無償化の対象となります。新たに住民登録をした市区町村の担当課へ無償化に必要な手続きを確認してください。

＜施設等利用費を請求するための手続き＞

認定を受けた利用者(保護者)の請求に基づき、市川市から利用者(保護者)へ施設等利用費を給付します。

○提出書類

①市川市施設等利用費請求書(償還払・認可外保育施設等用)【様式第15号の17(その2)】(市指定の様式)

②施設が発行する書類

【認可外保育施設、病児・病後児保育事業を利用している場合】

●市川市特定子ども・子育て支援の提供に係る領収額証明書兼提供証明書(市指定の様式)

【一時預かり事業を利用している場合】

●納入通知書兼領収証書 ●一時預かり事業利用明細票

※市から送られてきた場合はそちらを提出してください。

※一時預かり事業利用明細票を発行していない園の場合は、「市川市特定子ども・子育て支援の提供に係る領収額証明書兼提供証明書」(市指定の様式)を提出してください。

【ファミリー・サポート・センター事業を利用している場合】

●援助活動報告書

※提出書類(市指定の様式)は、「市指定の様式について」(上記)を参照してください。

○令和8年度 請求書提出期限および振込予定時期

対象年月	提出期限	振込予定時期
令和8年 4月～ 6月分	令和8年 7月17日(必着)	令和8年 9月下旬
令和8年 7月～ 9月分	令和8年 10月16日(必着)	令和8年 12月下旬
令和8年 10月～12月分	令和9年 1月15日(必着)	令和9年 3月下旬
令和9年 1月～ 3月分	令和9年 4月 7日(必着)	令和9年 5月下旬

＜現況届について＞

認定を受けた方は、年に一度、「現況届」の提出が必要となります。現況届に必要な書類は別途ご案内します。

【利用内容等のお問い合わせ】

市川市 こども家庭部 こども施設入園課 事業管理グループ 電話 704-0255 (直通)

【市川市内の簡易保育園等の一覧】

令和8年7月1日現在

本一覧は、令和8年9月1日からの市川市簡易保育園等補助金対象施設です。
利用に際しては、「対象となる認可外保育施設(簡易保育園等)」および「補助対象者」(p.34参照)の要件を満たすかどうか、施設に確認してください。

(1)簡易保育園

入園状況や申込みなど、詳しくは各施設へ直接お問い合わせください。

園 名	設置者	住 所	電 話	最寄駅
リトルガーデン市川	(株)リトルガーデン	市川南4-2-20 サウスコートスカイ1階	710-8235	総武線 市川駅
KOALA KIDS	(株)KOALA KIDS	市川2-22-7 アセット市川2階	316-0414	
バイリンガル幼児園 Kids Duo International ニッケコルトンプラザ市川	(株)やる気スイッチグループ	鬼高1-1-1 ニッケコルトンプラザ内	0120-611-885	総武線 本八幡駅
Lauren Forest International School	Lauren Forest(株)	南八幡4-4-5 1階	711-1410	
ひだまりおやこ園	(株)元氣	柏井町2-75-2	338-1706	武蔵野線 市川大野駅
Little gems International School 東京ベイ校	(株)みひらく	妙典4-3-31 グレースコート妙典1階	321-6151	東西線 妙典駅
モンテッソーリスクール ひまわり子どもの家	池田 誠人	福栄2-6-1	399-8111	東西線 行徳駅
簡易保育園ベビーランド	仲村 三恵	相之川4-2-8-101	357-9939	東西線 南行徳駅
保育所キッズプラザ 南行徳駅前園	宮本 一之	南行徳1-9-15 卓ビル203	307-8211	
ぴかキッズランド	安田 恵弘	相之川3-14-1 秋山マンション101	359-1848	
English School イマジンJAPAN 南行徳児童園	中村 聡之	南行徳2-12-7	356-6988	

(2)事業所内保育施設

民間事業所が主に従業員のお子さんの保育を行う施設です。

施設名	設置者	住 所
国際医療福祉大学 市川総合病院 保育所	国際医療福祉大学 市川総合病院	菅野5-11-13

(3)企業主導型保育施設

入園状況や申込みなど、詳しくは各施設へ直接お問い合わせください。

園 名	設置者	住 所	電 話	最寄駅
にじいろおうちえん	特定非営利活動法人 ダイバーシティ工房	市川1-12-23 メゾンドロワール2階	712-5022	総武線 市川駅
オルカキッズ保育園	シャムーズ株式会社	市川南1-10-1 ザ・タワーズ・ウエスト215号室	318-3036	
いせやナーサリー本八幡園	株式会社伊勢屋呉服店	平田3-11-20	711-4751	総武線 本八幡駅
育脳保育園みらいっぽ	株式会社未来育	八幡3-8-19	080-3415-4173	
R:KiDS ICHIKAWA 保育園	株式会社ジョイサポ	二俣678-55 C棟1階	318-3332	京葉線 二俣新町駅
いちかわ保育所	医療法人社団 寿光会	高谷3-1-20	329-6087	東西線 原木中山駅
コンパス幼保園 市川校	株式会社日本都市	行徳駅前1-22-13 日本都市行徳駅前ビル4階	321-6330	東西線 行徳駅
らいおんハート保育園	医療法人社団 緑友会	行徳駅前1-5-1 メゾンドサンク103	704-8600	